

長岡京市障がい者基本条例（仮称）前文（案）

2017. 7. 20

だれもが、自分の人生に希望を持ち、あらゆる分野の活動に参加し、さまざまな選択肢の中から自分の意思で自分の生き方を決定する権利を持っている。この権利は、すべての市民が障がいと社会的障壁との関わりによって生じる不便・不利益について理解し、障がいのある人に対する不当な取り扱いを見過ごさないことによって守られる。また、この権利は、障がいがあっても参加できる機会を数多く創り出していくことによって行使できる。

これまでの障がい者に対する配慮は、通常とは違う場所で特別に行われてきたことが多かったため、障がいについての無理解や誤解による差別的な取り扱いが生まれ、障がい者の社会参加も進まない状況があった。

障がいによって生じる不利益に対する配慮も含め、一人一人がかけがえのない存在と認められ、社会の一員として大切にされることによって、すべての人が信頼し合い、助け合って暮らしていくことができる。そのような豊かな共生社会を創っていくことをめざし、市民の一人一人が考え、行動していくために、この条例を制定する。

付記：第 5 回会議に向けて提出した前文（案）には、2016 年の相模原市津久井やまゆり園での殺傷事件について言及しました。

事件が起こった時、「絶対起こってほしくないけれど、起こることはあり得ると思っていたことがついに起こってしまった」と感じました。

人が、ある属性をもつ人を自分より下位のグループとみなし、攻撃する事件は、多々起こっています。長岡京市で起こらないとはだれも言い切れません。

前掲の、事件について言及した部分は、マイナスイメージを避けるため、採用は無理であろうと予測しておりました。結果は予測どおりでしたが、障害者の受け皿となる場が一般に乏しい環境と、障害者に対する差別意識が解消されない限り、どこでも起こりかねない事件であると受け止めています。

以上のことから、長岡京市の条例については、端的でわかりやすく、同時に毅然とした語調も求められるのではないかと思います、その意味で常体「だ・である」を使用した前文（案）を再度提出します。